

# 「農産物の直売所の用に供する建築物」を申請する場合 の手続きについて

「農産物の直売所の用に供する建築物」の手続きについては、次のとおりです。

## 1 事前相談

農産物直売所の建築物の計画に先立ち、要件である「建築主が市街化調整区域に居住し、かつ、現に農業に従事している者であること」や「計画地を中心に半径 500mの区域の過半が市街化調整区域であること」などを事前相談で確認してください。なお、農業経営主に関する確認は別途農業委員会にご相談ください。

【ご用意いただく資料】

- (1) 計画地の公図、土地の登記簿謄本（全部事項証明書）
- (2) 建築物の概要がわかるもの（位置図、配置図、平面図 等）
- (3) 計画地を中心に半径 500mの区域の過半が市街化調整区域であることを確認する図面
- (4) 計画地を中心に半径 500mの区域内の世帯数の過半が市街化調整区域内に存することを確認する資料
- (5) 造成工事が伴う場合には、造成計画平面図、造成計画断面図

## 2 申告書の提出

1で要件に該当していると判断された場合は、「農産物の直売所の用に供する建築物についての申告書」（以下「申告書」という。）に必要な図書を添付して提出してください。（正+正の写）申告書の受理後、耕作地の状況や建築予定地の現場調査を行い書類の内容を審査します。

回答までの期間は概ね2週間程度ですが、追加資料の提出や内容確認のためのヒアリング等を実施した場合には、さらに期間をいただくこともあります。回答結果は、担当者から電話で連絡をし、「申告書」表紙の写しの確認日欄に横浜市の受付印を押印したものを建築主に交付します。

## 3 回答後の手続き

- (1) 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事が生じる場合には、別途、宅地造成等規制法の許可を受けてください。
- (2) 宅地造成工事を伴わない場合は、建築確認申請の手続きとなります。その際に、交付した「申告書」表紙の写しを建築確認申請書に添付し、建築確認申請書の第三面 14 欄「許可・認定等」に「都市計画法第 29 条第 1 項第 11 号又は第 43 条第 1 項第 5号に基づく農産物の直売所」と記入してください。

問合せ先：横浜市建築局宅地審査部  
調整区域課 指導担当  
TEL 045-671-4521

令和2年6月

農産物の直売所の用に供する建築物についての申告書

(提出先)  
横浜市長

令和 年 月 日

建築主住所  
氏 名  
電話番号

印

建築主は市街化調整区域に居住し、現に農業に従事している者であることを以下のとおり申告します。

農地面積	田	m <sup>2</sup>	畑	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>
家畜家禽頭羽数	豚	頭	乳牛	頭	にわとり	羽	その他	
温室ハウス等の施設面積	温室		m <sup>2</sup>		ビニールハウス		m <sup>2</sup>	
家族構成及び 農業従事者の 別	続柄	年齢	氏名	農業従事者の別	続柄	年齢	氏名	農業従事者の別
現在家屋の所在地等	所在地				延面積	m <sup>2</sup>	建築した年	

都市計画法第 29 条第 1 項第 11 号又は第 43 条第 1 項第 5 号の規定に基づく農産物の直売所について、以下のとおり計画しています。

直売所の概要	販売する農産物の種類							
	<input type="checkbox"/> 新築		<input type="checkbox"/> 増築		<input type="checkbox"/> 改築		<input type="checkbox"/> 建替	
		申請部分	既存部分	合計	敷地面積に 対する割合			
	敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%			
延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%				
建築しようとする 土地の概要	所在地		地目	面積(m <sup>2</sup> )	所有者			
	道路概要(幅員 m)		<input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道	排水接続先	<input type="checkbox"/> 公設管	<input type="checkbox"/> 公設溝	<input type="checkbox"/> 河川	
	農業振興地域	<input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外	宅地造成規制区域	<input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外				
農用地区域	<input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外	風致地区	<input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外					

担当者	
連絡先	TEL

受付日	
確認日	

建築確認申請を提出する際、建築確認申請書の第三面 14 欄「許可・認定等」に「都市計画法第 29 条第 1 項第 11 号又は第 43 条第 1 項第 5 号に基づく農産物の直売所」と記入してください。  
また、確認印押印後、この書面の写しを建築確認申請書に添付してください。

## 【添付書類】

- 委任状（代理者の連絡先を記入）
- 誓約書（実印を押印のこと。印鑑証明書添付）
- 農業委員会が発行する農業経営主証明書
- 建築主の居住地を証明する資料（住民票等）
- 建築しようとする土地の公図の写
- 建築しようとする土地の登記簿謄本（全部事項証明書）
- 直売所に関する年間計画
- 計画地を中心に半径 500mの区域の過半が市街化調整区域であることを確認する図面
- 計画地を中心に半径 500mの区域内の世帯数の過半が市街化調整区域内に存することを確認する資料
- 案内図（既存建物、耕作地、申請建築物等の位置を明示したもの）
- 配置図、計画平面図、立面図、既存建物平面図
- 農地転用許可申請済証明書又は非農地証明書（写し）
- その他必要な書類

令和 年 月 日

(提出先)  
横浜市長

(農家の) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩  
実印

## 誓 約 書

今般、私が、市街化調整区域である \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番の

土地に建築する建築物である、

農産物 ( \_\_\_\_\_ (種類を具体的に記載) ) の直売所は、

都市計画法第 29 条第 1 項第 11 号 (又は第 43 条第 1 項第 5 号) に該当する建築物として認められ

たものですので、申請用途の建築物として使用し、建築物の用途を変更することはもちろん、

他人に転売、賃貸しないことを誓約いたします。